

平成30年度

札幌市計画相談支援・地域相談支援に関する
Q&A vol.1

平成30年8月3日

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

◎凡例(このQ&Aで使用される、規則、省令、通知等の略称ついて)

略称	正式名称
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令代19号)
基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)
報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)
解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
充実・強化通知	計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(平成30年3月30日障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
国Q&A	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

※報酬請求の際にはこの札幌市計画相談支援に関するQ&A(「札幌市Q&A」)の他、上記省令等を必ずご確認ください。

★上記規則、省令等の掲載ページ

○札幌市のホームページのアドレス

- ・平成30年度法改正、報酬改定に関すること

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h30_kaisei.html

- ・相談支援等に関する札幌市からの通知等

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

○厚生労働省のホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>

質問No	分類	質問	回答	参考	備考
1	基本報酬	新単価を算定する場合は、療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を利用するときのことだが、これらのサービスと他のサービスを併せて利用する場合は、新旧どちらの単価を算定するのか	新単価で算定します。	留意事項通知第四の1(4)	
2	加算	経過的サービス利用支援費においては、初回加算は算定できないが、他の加算については算定可能か	算定可能です。	H30.4.2厚生労働省障害福祉課に電話により確認	
3	加算	障がい者がセルフプランから計画相談支援を始めて利用する場合、初回加算は算定可能か	算定可能です。	国Q&A vol1 問81及びH29年度国Q&A vol1問70	
4	加算	地域定着支援を開始する場合、計画相談支援において初回加算を算定できるか	初回加算は新単価でサービス利用支援費を算定するときに算定できます。 新単価は ・療養介護 ・重度障害者当包括支援 ・施設入所支援 ・就労定着支援 ・自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に適用されます。上記サービスと併せて他のサービスを利用している場合も新単価を適用します。 質問の例は地域定着支援のみなので、旧単価(経過的サービス利用支援費)が適用されるため、初回加算は算定できません。	留意事項通知第四の1の(4)	
5	加算	旧単価(経過的サービス利用支援費等)を算定する場合、初回加算以外の加算は算定できるか。	算定可能。ただし、併給できない加算(例えば退院・退所加算を算定しており、退院又は退所する施設の職員のみから情報提供を受けている場合の医療・保育・教育機関等連携加算)があるので注意してください。	留意事項通知第四の1の(4)、第四の9(2)及び国Q&A vol1問79	
6	加算	特定事業所加算は、「札幌市障がい者相談支援事業」を受託している事業所(「委託相談支援事業所」)は算定できるのか	特定事業所加算算定の要件として、最低でも「専従」の相談支援専門員を2名以上配置しなければなりません。「専従」とは、他の業務に従事していないことを意味するため、この相談支援専門員は委託事業を行う相談員としては数えることはできません。委託相談支援事業所で特定加算を算定できるほど相談支援専門員を配置できる余裕があるのであれば、委託相談支援事業所と他の相談支援事業所(「指定相談支援事業所」)の役割分担の観点から、別途、指定相談支援事業所を設置するべきと考えます。	札幌市障がい者相談支援実施要綱、相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(平成30年4月6日札幌第157号、以下「札幌市通知」)	

質問No	分類	質問	回答	参考	備考
7	加算	退院退所加算の算定の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・退院、退所に当たって当該施設の職員と面談を行い、利用者に関する情報を得た上で、 ・サービス等利用計画を作成し支給決定を受けた場合に加算されます。サービス等利用計画を算定する際に、入院、入所期間中に実施した情報収集、調整等について3回分まで加算を算定できます。 	留意事項通知第四の7	
8	加算	医療・保育・教育機関等連携加算の算定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれも満たし、関係機関職員等と面談を行い必要な情報提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に算定できます。 ・関係機関と日常的な連携体制を構築するとともに、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努める。 ・連絡先と面談をするに当たり、当該利用者やその家族等も出席するよう努める。 <p>なお、初回加算とは併給できません。 さらに退院・退所加算を算定しており、退院又は退所する施設の職員からのみ情報提供を受けている場合も併給はできません。</p>	留意事項通知第四の9	
9	加算	医療・保育・教育機関等連携加算の連携の対象に訪問看護の事業所は含まれるか	<p>訪問看護は主治医の指示により、事業所が必要な看護を行うものなので、連携の対象です。</p> <p>また、連携先として利用者が利用している病院、企業、保育所、小中学校、特別支援学校の他インフォーマルサービスの提供事業所等が想定されています。</p>	留意事項通知第四の9、Q&A vol1 問83	
10	加算	サービス担当者会議実施加算は、計画相談作成時の担当者会議で算定できるのか	<p>算定できない。サービス担当者会議実施加算は、継続サービス利用支援(経過的継続サービス利用支援を含む)を実施したときに算定する加算です。計画作成時はサービス利用支援になりますので、算定できません。</p> <p>また、モニタリングを行い担当者会議を実施した結果、計画案を変更する場合は、サービス利用支援費(経過的サービス利用支援費)を算定することとなるため、サービス担当者会議実施加算は算定できません。</p>	留意事項通知第四の10、国Q&A vol1 問84、85	
11	加算	サービス提供時モニタリング加算はいつ算定できるのか	<p>障害福祉サービス等の提供現場を訪問し、提供状況を確認し、記録した場合に算定できます。これは基本報酬の算定月以外に実施した場合でも算定できます。</p> <p>また、利用者が利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいですが、1か所でも確認すれば算定は可能です。</p> <p>なお、居宅で利用するサービスの場合、同時にモニタリングを実施する場合には、モニタリング結果報告書と加算に関する記録の両方の作成が必要になります。</p>	留意事項通知第四の11、Q&A vol1 問80、86～88	入院時情報連携加算、居宅介護支援事業所等連携加算も基本報酬算定月以外でも算定可能

